

シャープシューティングの体制によるヤクシカ試験捕獲の実施について

九州地方環境事務所

1. 経緯

<平成 26 年度>

- ・九州地方環境事務所、九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町共同で「屋久島地域ヤクシカ管理計画」策定。ヤクシカの生息状況や捕獲場所に応じて捕獲方法を選択しスマートディアを発生させないこと、保護地域等内では有害捕獲でなく計画捕獲※により捕獲を行うこと等を規定
- ・環境省事業の一環としてシャープシューティング（SS）による捕獲手法の検討開始。宮之浦林道と神之川林道等で模擬試験（給餌＋模擬狙撃。実弾発砲なし）実施

※計画捕獲とは…世界自然遺産地域を含む保護地域や一部の国有林において生態系管理の一環として行うヤクシカの捕獲で、指定管理鳥獣捕獲等事業、自然公園法に基づく生態系維持回復事業等として、計画的かつ順応的に行われるものをいう。（第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画 H29. 3）

<平成 27 年度>

- ・上記「屋久島地域ヤクシカ管理計画」を鳥獣保護管理法に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」として策定（H27. 10. 1～H29. 3. 31）
- ・SS による捕獲の手法検討を環境省事業の一環として継続。大川林道（ゲート前）と小楊子林道 24 支線で模擬試験を実施

<平成 28 年度>

- ・「第二種特定鳥獣管理計画」の計画期間更新・一部改訂（H29. 4. 1～H34. 3. 31）
- ・環境省事業の一環として、関係行政機関、警察、地元猟友会による「SS の体制による計画捕獲に関する現地検討会（講義・現地デモ（小楊子林道 24 支線、実弾発砲なし）・総合討議）」開催。SS による計画捕獲実施について関係機関より異論なく、環境省が事業主体として実施する場合の全体体制について議論し各機関の協力事項がある程度明確になった

<平成 29・30 年度>

- ・環境省事業の一環として、関係行政機関、警察、地元猟友会等協力のもと「SS の体制によるヤクシカ試験捕獲（3 年を予定。小楊子林道 24 支線ほか、実弾発砲あり）」実施し、照葉樹林帯や針広混交林でもきちんと誘引し適切な準備と体制を整えれば、安全に SS としての捕獲が可能であることが確認された

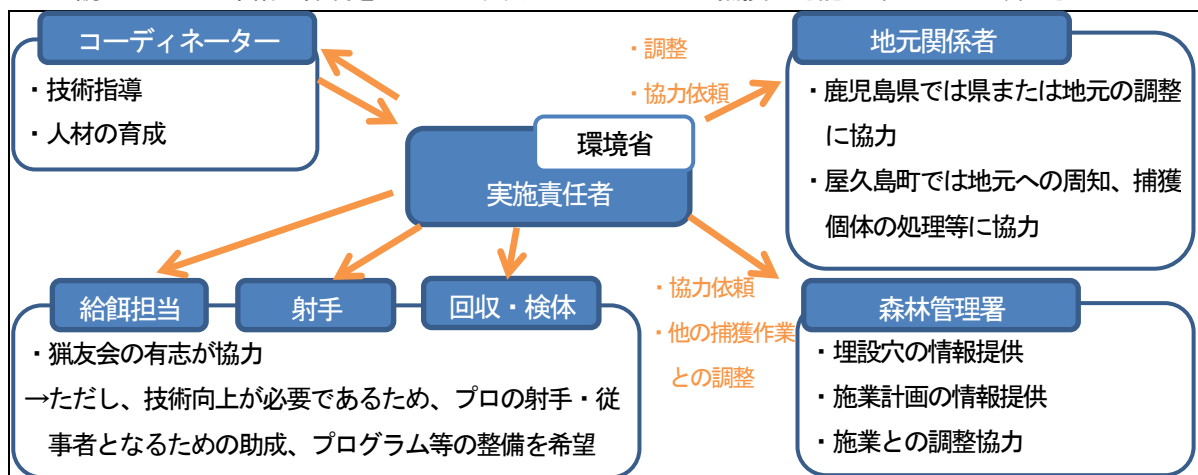


図 1：平成 28 年度現地検討会で討議・合意した体制図

2. 令和元年度試験捕獲の目的

前年度に引き続き SS 体制による実弾での試験捕獲を実施することにより、

- ① 安全管理を含む持続可能な実施体制を構築する。
- ② 実際の発砲・捕獲に対するヤクシカの反応を把握する。
- ③ 屋久島での林道等において SS 体制による計画捕獲を実施・継続していくために適した手法を検討する。

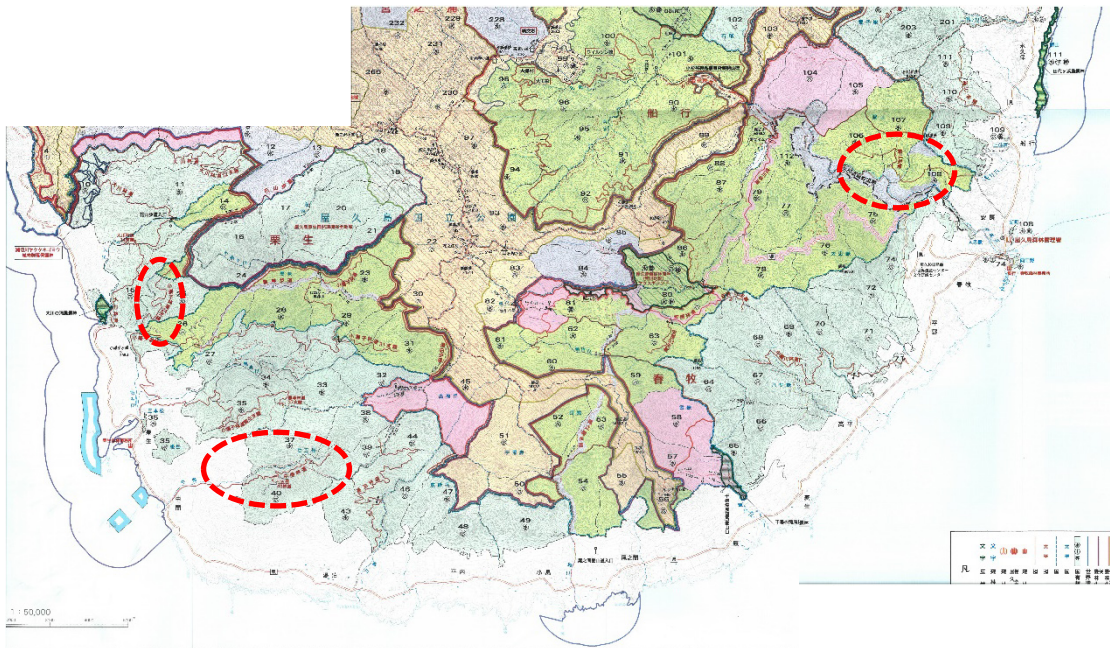
3. 令和元年度実施スケジュール（案）

令和元年 6 月 6 日	関係機関会合（経緯・概要共有等） ※7/9 ヤクシカ WG
8 月	関係機関会合（実施計画確認等）
9～10 月	周知・諸手続・その他準備等
11 月	関係機関会合（実施前打合せ）、捕獲準備等
12～1 月	給餌・実弾試験捕獲実施
2 月	関係機関会合（評価等） ※2 月頃ヤクシカ WG

4. 令和元年度実施場所（案）

以下の3箇所のうち、捕獲メンバー及びアドバイザー事前調査を実施して決定

- ① 小楊子林道 24 支線：照葉樹林とスギ植林の混合。一部国立公園第 3 種特別地域
- ② 鍋山林道：照葉樹林とスギ植林の混合。国立公園第 3 種特別地域。特定猟具（銃）使用禁止区域内
- ③ 中間林道：照葉樹林とスギ植林の混合。特定猟具（銃）使用禁止区域内



5. 令和元年度実施内容（案）

（1）実施体制構築

- ・関係機関※の協力の下、環境省（屋久島自然保護官事務所＋業務請負者）が事業主体として実施する。

※関係機関：九州森林管理局（屋久島森林管理署、屋久島森林生態系保全センター含）、鹿児島県（自然保護課）、屋久島町（観光まちづくり課、産業振興課）、九州地方環境事務所（屋久島自然保護官事務所含）及び各機関の業務請負者

- ・実施計画作成段階から関係機関で協議し、各協力を得る。

計画作成・評価 安全管理	路線選定 道路通行止	諸手続	個体処理	周知
全機関	九州森林管理局 (署)	九州森林管理局 (センター)、鹿児島 県自然保護課	屋久島森林管理 署、屋久島町産業 振興課	屋久島町観光まち づくり課

- ・岐阜大 鈴木教授及び森林総研関西支所 八代田研究員（両者ヤクシカ WG 委員）に試験捕獲と検討・評価に係る協力を得る。
- ・上屋久・屋久町猟友会有志に、企画立案、射手や観測手等の協力を得る。

（2）給餌・試験捕獲

良質のデータの取得を優先し、給餌＋捕獲・回収・搬送処理を実施する。

①給餌

【期間】11月頃～（試験捕獲前3週間前程度～捕獲後1週間程度）

【方法】同一の車両・服装・時間で給餌し、記録する。

基本的にアルファルファペレットを使用。

センサーカメラを設置し、誘引頭数、採食状況、移動経路等を記録する。

可能な場合、給餌期間中、実施区間で関係者以外通行禁止措置を行う。

②捕獲

【期間】12月～1月を想定

【方法】ライフル銃を用いて狙撃し、記録する。

実施区間で関係者以外通行禁止措置を行う。

実施時間は、給餌による誘引状況から決定する。

【捕獲頭数】 最大合計 30 頭程度

「給餌地点数（5地点程度／路線）×最大3頭×回数」に過去2年の実績を加味

【捕獲体制】本部車両（統括者・連絡係）、捕獲車両（運転手・記録者・観測手・射手）、残渣回収車両、安全監視車両、ゲート管理車両、エンド管理車両、外部連絡車両、フリー車両（状況に応じて行動）

※猟友会有志の協力を得る

（3）捕獲個体処理

①路線毎に以下のとおり処理する。

小楊子林道 24 支線 ＝現地埋設 ／ 鍋山林道・中間林道 ＝町営牧場へ搬入して埋設（案）

②データ・サンプル採取を行う。

- ・データ：捕獲日（計測日）、場所、記録者（計測者）、性別（♂：角状態、角ポイント数、角長、♀：妊娠）、年齢、外部計測（体長、体高、胸囲、後足長）
- ・サンプル：第一胃から胃内容物

(4) 周知

①事前周知

住民（小楊子：栗生区長、鍋山：安房区長、中間：中間区長）

関係団体（屋久町猟友会、上屋久町猟友会、屋久島観光協会）

②実施直前・実施中

i) 広報 町報掲載、防災無線などにより実施エリア、期間を周知

ii) 現地 林道入口その他要所に看板を設置。当日は、要所に人員を配置

③事後（検討）

(5) 安全管理

①リスクの予測

給餌等の事前準備、捕獲作業、回収作業、安全管理監視などそれぞれの役割ごと作業シーン毎にリスクを予測。

②リスク回避・予防策

想定されるリスクごとにリスク回避・予防策を検討して実施する。

前年度の実施を踏まえて見直しする。

③緊急事態への対応

緊急時連絡体制、異常時の対応ルールの整備

前年度の実施を踏まえて見直しする。

(6) 評価

試験捕獲の終了後、関係機関および本事業アドバイザーにより、実施体制、シカの反応、捕獲技術等にかかる成果と課題、次年度以降の改善点なども含め、SS 体制によるヤクシカ計画捕獲手法の適正、継続性について評価する。

なお、評価にあたっては捕獲数の多寡は考慮しないこととする。

(7) 次年度以降の予定

今年度の成果を踏まえ、平成 29 年度～令和元年度で実施してきたシャープシューティング体制による試験捕獲については、第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画に基づく「計画捕獲に関する実施計画」の一部に位置づけ、関係機関等と連携して継続的に実施する。